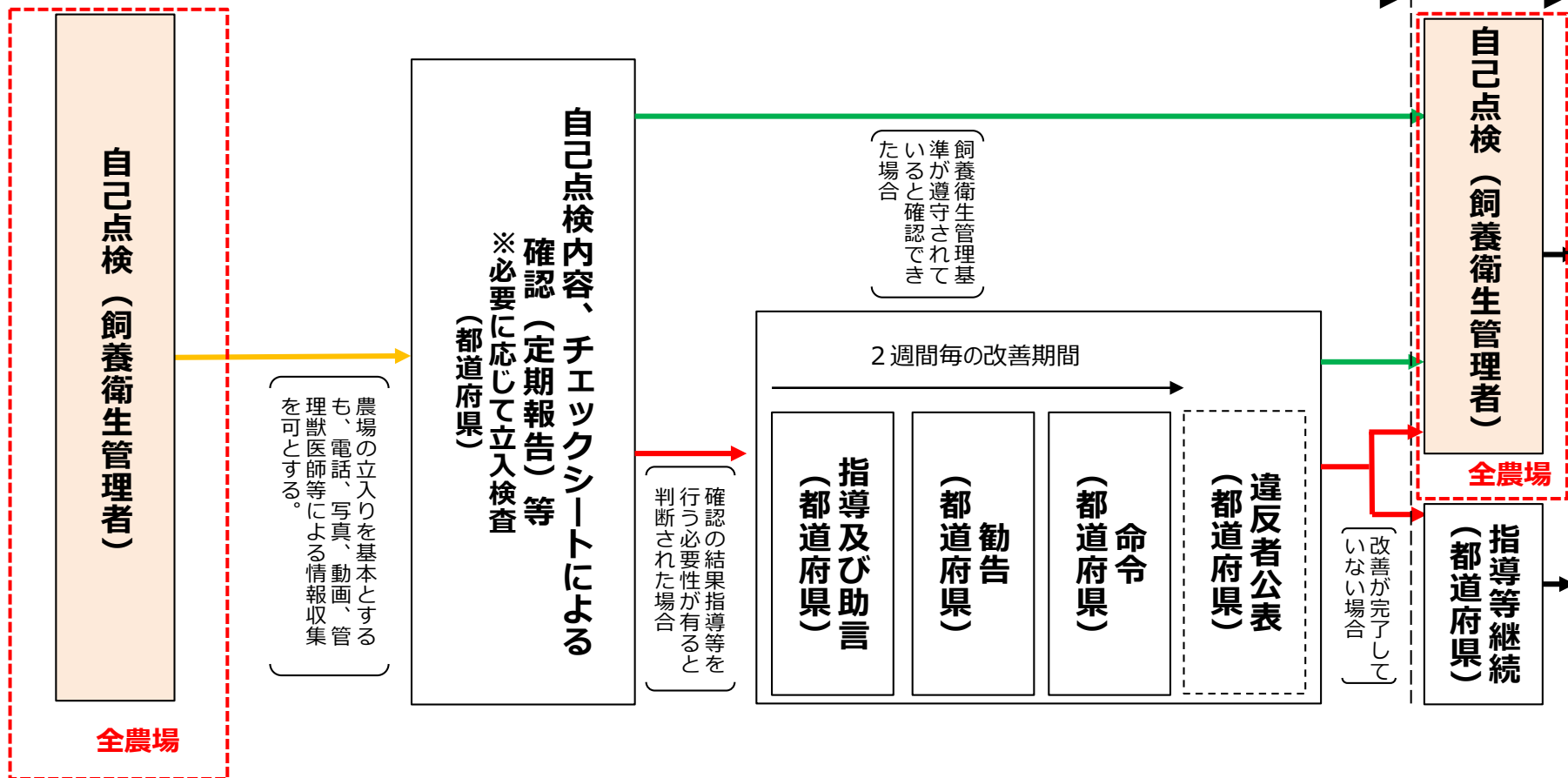


# 自己点検を踏まえた計画期間中の立入、指導等の運用方針

1年間の流れ（毎年、繰り返し）

翌年



優先事項等（毎年、都道府県が公表）に基づき、計画的に対応

※計画期間中全農場に1度は立入を行う

# 家畜防疫員向け研修会の充実について

## ①家畜衛生講習会

【充実の方向性】

- ・基本講習会、総合講習会、特殊講習会のカリキュラムに**飼養衛生管理基準の内容、指導等のポイント**に関する**研修事項を追加**
- ・農林水産省において、必要に応じて**飼養衛生管理等**に関する研修を企画
- ・多数の参加者受け入れのため、**WEB研修**等のICT活用を検討

【カリキュラムのイメージ】 **※各研修会の規模、時間等を勘案し、内容を組み合わせる。**

### ①制度内容の理解促進

家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準、飼養衛生管理指導等計画 等

### ②効率的指導等に向けた情報共有

専門家による確認・指導等に係るポイント、現場の優良事例、発生事例における反省 等

### ③改善に向けた意見交換・フィードバック

国、都道府県の職員を交えて意見交換、フィードバック 等

## ②その他

【充実の方向性】

- ・必要に応じて、農林水産省において**WEB研修会**を開催
- ・都道府県が独自に実施する家畜防疫員向け研修へ**講師（専門家、農林水産省職員等）を派遣。**

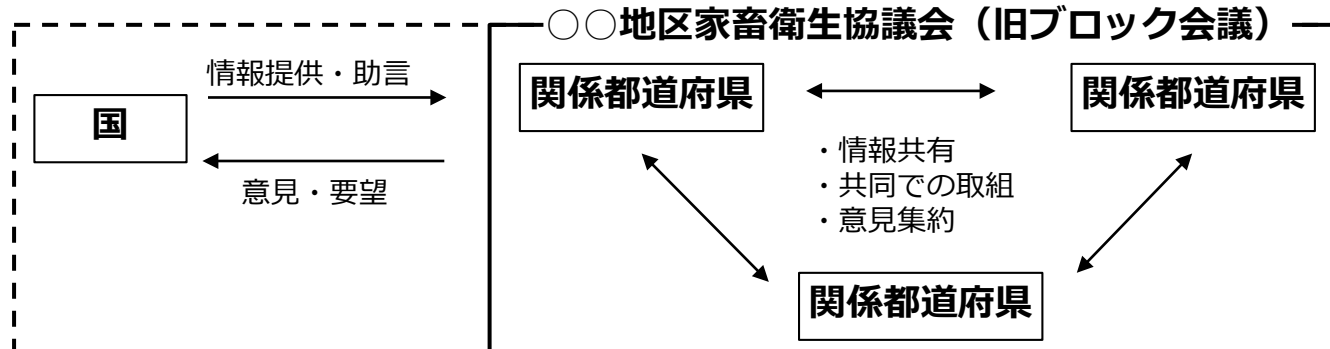
# ブロック会議の協議会化における整理

## ①協議会 (地域における主体的な議論の場)

※ R2年度中にブロック会議を協議会に改編

<役割>  
協議会については、現在実施している都道府県ブロック会議を母体とし、地域の関係都道府県間で、

- ・優良事例等の**情報共有**、防疫演習等の**協働実施**
- ・家畜伝染病発生時の**情報共有**及び**人員資材の融通**
- ・**国との意思疎通**等を実施。



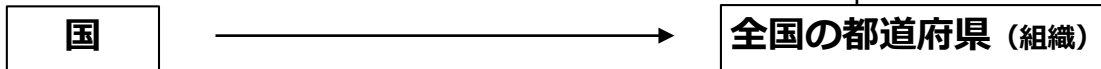
※ 本協議会において共有された優良事例の情報や、家畜伝染病発生時の連携事項等については、各都道府県が、都道府県内関係自治体等との協議会や生産者団体等が組織する協議会等（家畜所有者等が行う自主的取組を含む。）にも共有し、関係者が連携して家畜伝染病の発生予防とまん延防止に取り組むことができる体制を構築する。

## ②全国説明会 (家畜衛生主任者会議、Web会議等)

(国から都道府県への情報共有・依頼の場)

<役割>

- ・**全国一律**で対応すべき指導事項
- ・速やかに伝達すべき事項の共有。



## ③講習会 (家畜衛生講習会)

(技術的研修の場)

<役割>  
家畜防疫員に対する技術的研修の実施

